

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

1, 当院は中国四国厚生局長の指定を受けた保健医療機関です。

生活保護法指定病院  
被爆者一般疾病指定医療機関  
指定自立支援医療機関（厚生医療）  
身体障害者福祉法による指定医師  
結核予防法指定病院  
特定健康診査実施医療機関  
難病指定医療機関

2, 診療日及び診療時間

月～金	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 (受付時間 1 1 : 4 5 まで)
	1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (受付時間 1 7 : 4 5 まで)
土	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 (受付時間 1 1 : 4 5 まで)
日祝	休み

3, 入院基本料に関する事項

(1) 一般病棟（障害者施設等入院基本料 1 0 対 1）

当病棟は 1 日に 1 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

看護職員（看護師及び准看護師）の内、7 割以上が看護師です。

なお、時間帯の配置は次のとおりです。

○看護職員（看護師及び准看護師）

・朝 9 時～夕方 1 7 時 3 0 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 0 人以内です。

・夕方 1 7 時 3 0 分～朝 9 時 0 0 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 0 人以内です。

(2) 療養病棟（療養病棟入院基本料 2 0 対 1）

当病棟は 1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 9 人以上の看護補助者が勤務しています。

看護職員（看護師及び准看護師）の内、2 割以上が看護師です。

なお、時間帯の配置は次のとおりです。

○看護職員（看護師及び准看護師）

・朝 9 時～夕方 1 7 時 3 0 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 0 人以内です。

・夕方 1 7 時 3 0 分～朝 9 時 0 0 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 3 0 人以内です。

○看護補助者

・朝 9 時～夕方 1 7 時 3 0 分まで

看護補助者 1 人あたりの受け持ち数は 3 0 人です。

・夕方 1 7 時 3 0 分～朝 9 時 0 0 分まで

看護補助者 1 人あたりの受け持ち数は 6 0 人です。

\*当院では患者様の負担による付添看護は認められていません。

(3) 当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、全ての入院患者様に対し、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

#### 4, 基本診療料に施設基準等

- ◆電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ◆障害者施設等入院基本料（10：1）
- ◆療養病棟入院基本料1（20：1）
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆データ提出加算
- ◆診療録管理体制加算 2
- ◆排尿自立支援加算

#### 5, 特掲診療料の施設基準等

- ◆二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆下肢創傷処置管理料
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ
- ◆廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ
- ◆運動器リハビリテーション料Ⅱ
- ◆呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
- ◆CT 撮影及び MRI 撮影
- ◆人工腎臓
- ◆導入期加算 1
- ◆腎代替療法診療体制充実加算
- ◆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ◆がん治療連携指導料
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆地域連携診療計画加算
- ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ◆入院ベースアップ評価料（39）

#### 6, 保険外負担に関する事項

##### ・各種文書料（1通）

◆普通診断書 （遺言書用・特定疾患重症患者診断書）	2, 200円
健康診断書 （入学・就職・免許申請用）	2, 750円
*2通目以降	1, 380円
◆特別診断書	
*会社の健康診断・介護手当用	3, 300円
*障害年金用・障害認定用	5, 500円
*入院証明書	5, 500円

2通目からは	3,300円
*死亡診断書	
戸籍課提出用 (B4サイズ)	5,500円
その他 (A4サイズ)	3,300円
コピー	110円
◆成年後見人 診断書	5,500円
◆治癒証明書・受診状況等証明書	2,200円
◆通院証明書	2,200円
◆おむつ使用証明書	1,100円
◆呉市おむつ購入助成券支給申請書	1,100円
◆入浴可否意見書(業者請求)	2,200円
◆領収証明書・支払証明書	550円
◆面談料	5,500円
◆診療情報開示に対する費用	
*診療情報のコピー代	22円/枚
*開示手数料	5,500円/回
*主治医の補足説明に関する費用	5,500円/30分
*診療録要約書作成費用	5,500円/部
*レントゲンコピー作成料	2,200円/枚

・特別の療養環境の提供 (室料差額)

○個室	1日	2750円 (税込)
218, 221, 223, 226 (一般病棟2階)		
○個室	1日	3850円 (税込)
202 (一般病棟2階)		
○個室	1日	4950円 (税込)
302 (一般病棟3階)		
○個室	1日	5500円 (税込)
301 (一般病棟3階)		
○個室	1日	4400円 (税込)
330 (療養病棟3階)		
○二人室	1日	1650円 (税込)
201, 207, 208, 211, 212, 213, 215, 216, 217, 220 (一般病棟2階)		
308 (一般病棟3階)		

・その他

テレビ代 300円/日

なお、介護料、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

7. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4

月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出て下さい。

#### 8, ニコチン依存症管理料

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。

#### 9, 一般名処方加算

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品の商品名を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした一般名で処方箋の発行を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

#### 10, 長期収載品の選定療養について

後発医薬品のある医薬品で、先発品（長期収載品）での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され、特別の料金が発生する場合があります。

医療財政の改善に資することから後発医薬品が推奨されておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

#### 11, 入院時食事療養（I）

当院では入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適温適時（夕食については午後6時以降）で提供しています。

#### 12, 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算3に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者さんに無料で交付しています。
- ・ 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・ オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・ 医療DX推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。

#### 13, 生活習慣病管理料

生活習慣病管理料は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象です。患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。また当院では患者

様の状態に応じ、28 日以上の長期の処方発行を担当医が判断して行う場合がございます。